

【事案Ⅱ－19】後遺障害共済金等請求

・ 平成 26 年 3 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

自転車で走行中に転倒し頸椎損傷したので後遺障害共済金の請求をしたところ、共済団体は後遺障害第 5 級と認定したが、これを不服として後遺障害第 3 級の適用が相当であるとして申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、後遺障害第 3 級と認定し既払い金との差額 200 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 共済団体の後遺障害は、診断書の内容から生命共済の災害給付特約における後遺障害等級表の第 3 級が相当である。
- (2) 共済団体の回答は、「労務とは普通の日常的な動きであり、労働をし報酬を得る労務とは捉えていない。身体的な障害や日常的な苦痛(痛み、痺れ)を加味し総合的に判断した結果である」とされた。体全体の痺れや痛みが常時あり耐えがたいときもあるが、診断書からはこれらのことは読み取れるとは思えず、明確な基準で説明してもらわなければ納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は棄却する、との判断を求める。

- (1) 診断書から認められる後遺障害の症状内容は、“歩行が不安定”“両手の巧緻運動障害”等であり、軽度対麻痺または高度単麻痺が残存しているとは認めがたく、基本動作を行う際の巧緻性および速度が相当程度損なわれているとは評価できず、約款・事業規約別表後遺障害等級表第 3 級の該当性は認められない。
- (2) 申立人には、一定の食事動作制限、書字制限等の存在が推定されるため、第 5 級該当と判断したものである。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、残存する後遺障害にあつては、「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」であり、第 3 級に該当すると主張するが、後遺障害等級表の「労務」とは、通常一般的な用語として使用される「労働」「労務」とはその意味するところが異なり、あくまで日常生活に

どのような支障・障害が生じているかを判断することによって、労務制限の程度を測定するものであって、これまでと同じようには働けなくなったとか、どのような内容の労務にしか従事できないかといった、「労働の対価として賃金を得ることを目的とする労務がどのようなものであるか」に基づいて後遺障害等級を認定するものではなく、この点の申立人の主張は採用することができない。

- (2) 申立人は、ピリピリとした痺れ、痛みが常時あり、四肢マヒというべき状態であり、加えて、知覚麻痺、運動麻痺、自律神経反射、体温調節機能障害、腸管障害、機能障害、排泄機能障害が現れ、自分でコントロールできず、これらの障害がいつ生じるか分からないので憂鬱になり、毎日不安である。このような症状は、「神経系統の機能に著しい障害を残して」いるものというべきであり、第3級に該当する、と主張する。

しかしながら、「神経機能に著しい障害を残している」か否かの判断は、あくまで「日常生活動作検査表」や「診断書」による関節の可動制限等を含めて、総合的に判断すべきものであり、上記症状のみをもって、「神経機能に著しい障害を残して」いるとして、後遺障害等級が第3級であるとすることはできない。また、四肢麻痺が残存しているとまでは認めることができない。

- (3) 申立人に、「障害認定要領」第3級に該当する「軽度の対麻痺」が残存しているというためには、「障害のある下肢の運動性・支持性が多少失われており、障害のある下肢の基本動作を行う際の巧緻性及び速度が相当程度失われているものでなければならない。具体例として、「日常生活は概ね独歩であるが、障害を残した両下肢を有するため、手すり、杖もしくは硬性装具なしには階段を上ることができないもの」が挙げられている。

しかし、共済団体の担当者が、申立人宅を訪問した際に、2階にいた申立人が杖その他の補助具を使用していなかったこと、申立人が杖その他の補助具なしに階段を下りてきたこと等、これらの視認した事実よりすると、申立人の両下肢は、「障害のある下肢の基本動作を行う際の巧緻性が相当程度失われている」とまではいえないから、申立人には「軽度の対麻痺」は残存していないことが認められる。また、「日常生活動作検査表」によると、「歩行」、「立体応用動作」、「その他」に関して、これらの動作が可能、ないしは時間をかければ可能とされている点や「診断書（後遺障害証明書）」の下肢関節の可動域を見ると、股関節、膝関節、足関節のいずれもが、生理的運動範囲（参考可動域）の2分の1を下回っていることもなく、下肢の三大関節が相当程度可能域を保持されており、両下肢の麻痺の程度は低いものといわざるを得ず、この点からも「対麻痺」は残存していないことが認められる。

- (4) 次に、申立人に、「障害認定要領」第3級に該当する「下肢に高度の単麻痺」が残存しているというためには、「障害のある下肢の運動性・支持性がほとんど失われており、障害のある下肢の基本動作ができない」もの

でなければならない。具体例として、「完全強直又はこれに近い状態にあるもの」「下肢においては、三大関節のいずれも自動運動によっては可動させることができないものまたはこれに近い状態にあるもの」「下肢においては、随意運動の顕著な障害により一下肢の支持性及び随意的な運動性をほとんど失ったもの」が挙げられている。

しかし、申立人の下肢の三大関節の可動域が生理的運動範囲の2分の1以下であることよりすると、申立人の下肢は、「完全強直又はこれに近い状態にあるもの」ではないし、「三大関節のいずれも自動運動によっては可動させることができないものまたはこれに近い状態にあるもの」でもないから、申立人には「下肢の高度の単麻痺」は残存していないというべきである。

また同様に、「下肢においては、随意運動の顕著な障害により一下肢の支持性及び随意的な運動性をほとんど失ったもの」という障害が残存していなかったことも明らかである。

- (5) 申立人は国民年金・厚生年金保険においては障害の等級第2級の認定を受けており、このように認定を受けているのは、「労働能力が著しく障害されている」からであり、「労働能力が著しく障害されている」と認定された申立人は、「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」というべきであり、申立人の後遺障害は障害等級第3級に該当する、と主張する。いうまでもないことであるが、「国民年金・厚生年金保険」と本件共済契約とは、その目的とするところや、制度趣旨が根本的に異なっているものであるから、国民年金・厚生年金保険において障害の等級第2級の認定を受けているからといって、本件共済契約の後遺障害等級の認定に影響が及ぶものでないことは明白である。

したがって、「国民年金・厚生年金保険診断書」に、「労働能力が著しく障害されていて」、「回復の見込みのない」後遺障害が残っているとされていても、これが当然に共済契約の後遺障害等級第3級の「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」と同義であるとはいえないのであって、この点の申立人の主張は採用することができない。

- (6) 以上のことから、申立人の後遺障害が本件共済約款・事業規約別表後遺障害等級第3級に該当するとの主張は理由がなく、本申立は認められない。